

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人 村山苑

村山苑の基本理念

社会福祉法人村山苑の基本理念は、村山苑が福祉サービスを必要とするすべての人々に、その人の人格の尊厳を守り、その人の環境、年齢および心身の状況に応じて本来的な生活を築き、生命の輝きを見出すことの出来る福祉サービスを提供することである。

この理念の根底にあるものは人間愛であり、それに基づく社会的公正と人権擁護の実現を目指し、必要とする者に必要な福祉サービスを提供し、共に生きてゆこうとする志である。

目 次

I	令和4年度事業計画	1～
	運営施設（事業）一覧	4～
II	事業経営	
	1 介護保険事業	7～
	(1) ハトホーム	8～
	(2) ハトホーム在宅サービスセンター	10～
	(3) 第2ハトホーム	10～
	(4) ほんちょうケアセンター	11～
	2 生活保護施設事業	15～
	(1) 村山荘	16～
	(2) さつき荘	19～
	(3) むらやまえん生活相談所	22～
	3 保育事業	22～
	(1) つぼみ保育園	23～
	(2) ふじみ保育園	25～
	(3) ほんちょう保育園	27～
	(4) ひよし保育園	30～
	4 障害福祉サービス事業	31～
	(1) 福祉事業センター	32～
	5 生活困窮者就労訓練事業	37
III	法人共通事項	38～
	1 リスクマネジメント体制確立への取組みと苦情対応	
	2 福祉サービス第三者評価の受審	
	3 地域への取組み	
	4 職員研修及び福利厚生	
	5 情報公開（HP・広報誌）	
	6 年間行事等予定表	43～
	社会福祉法人村山苑 倫理綱領と行動規範	45

I 令和4年度事業計画

先ず、村山苑における経営の基本となる基本理念と、基本理念に基づく法人内各施設の基本方針、及び法人が規定する倫理綱領、行動規範の周知徹底を挙げておきたい。

一昨年度からの新型コロナウイルス感染症による影響は、ワクチン接種の実施、感染防止の徹底を図ってはきているが、未だ収束がわからない状況である。引き続き、3密を避け、マスクの着用、手洗い、消毒等の基本的な対策に十分心がけていく。感染症や災害の発生時を想定した事業継続計画（BCP）も見直して、より具体的な計画を策定する。

令和4年度は、法人創立70周年を迎える節目の年度である。昨年度から準備してきた記念誌を6月には発行し、法人役職員、ご家族や保護者等の関係者はじめ、関係各所や福祉の仕事に興味をもっていただける方にも手に取っていただけるようお配りする予定である。

また、今年度は昨年度策定した5か年にわたる法人の中期計画の実施初年度でもある。

ここ数年の課題である人材確保については、コロナ禍で対面による求人活動の機会が減り、それを補う、オンラインによる説明会の実施や「LINE」等での応募者との確実な連絡手段の活用で少しずつ効果が出ていると思われる。尚一層、圏域内の高等学校や大学、養成校、特別支援学校などへの積極的な働きかけ、実習やインターンシップ、体験に参加された人への働きかけを行っていく。定着については、法人として確立させたキャリアパス制度を、介護施設から導入する評価制度に運用し賃金体系へ連動させることで、より働き甲斐を実感できるものとして定着に繋げたい。さらに、育成部分では、特に管理者育成のシステムを構築することで、次期管理職育成のためのマネジメント研修などを計画する。

利用者支援については、虐待防止の取り組みはかなり浸透しているものの、引き続き「不適切な支援は虐待にあたる」という観点を持ち、職員自らの自己評価を行い、率直に話し合える職場環境づくりに取り組んでいく。苦情対応は、利用者からの意見・要望は「利用者の声」と捉え、出された内容には真摯に耳を傾け、適宜、適切に対応をしていく。

施設設備整備としては、中期計画に従って計画していく。今年度は、ほんちょう保育園・ほんちょうケアセンターとさつき荘で外壁・防水等改修工事とハトホーム1階空調設備改修工事を計画している。

国際的な取組である「SDGs（持続可能な開発目標）」も積極的に法人全体で取り組んでいく。SDGsの思想の基本にあるのは、我々が今のような消費を続けていけば、地球環境は、人間にとっても、他の生物にとっても持続可能なものではなくなるという危機感と、あらゆる人々の人権を守るというふたつで、「地球を破壊から守ること」「誰一人取り残さな

いこと」を柱として掲げている。背景には、気候変動の影響が大きいこと、格差や不平等の拡大が世界全体を不安定にしていることがあるとされている。これを改めるには、変革が必要として、国際連合への加盟国193か国が達成を目指す2030年までの国際目標（17項目）として定めたのがSDGsである（2015年国連で採択）。国際目標17項目を「5つのP」で考えると理解しやすいといわれている。①People（人間）、すべての人の人権が尊重され、平等に。貧困と飢餓を終わらせ、男女平等を達成し、すべての人に教育、水と衛生、健康的な生活を保障する。②Prosperity（豊かさ）、すべての人が豊かで充実した生活を送れるようにし、自然と調和する経済、社会、技術の進展を確保する。③Planet（地球）、持続可能な消費と生活、天然資源の持続可能な管理、気候変動への緊急対応などを通じ、地球の劣化を防ぐことにより、現在と将来の世代のニーズを支えられるようにする。④Peace（平和）、平和、公正で、恐怖と暴力のない、すべての人が受け入れられ、参加できる包摂的な世界を目指す。⑤Partnership（みんなが協力し合う）、世界の人々の連帯強化の精神に基づき、世界的な規模の協力関係により、実現を目指す。とある。このことを役職員個々がきちんと理解し、できることから積極的な取り組みを始め、そして、法人施設を利用される利用者やご家族、保護者に伝え、行動への動機付けにつなぐことができれば、村山苑としてSDGsに対する社会福祉法人の役割が果たせるのではないかと思う。法人としては、目標1「貧困をなくそう」目標3「すべての人に健康と福祉を」目標4「質の高い教育をみんなに」目標5「ジェンダー平等を実現しよう」目標8「働きがいも 経済成長も」目標10「人や国の不平等をなくそう」目標11「住み続けられるまちづくりを」目標12「つくる責任つかう責任」を主に取り組む。

1. 法人本部体制

令和3年は、無事に、役員の改選と改正社会福祉法が施行されてから初めての評議員の改選、会計監査人の選任もなされた。法人として、引き続き高度な公益性と非営利性を兼ね備えたガバナンスによる内部統制の整備・運用の実施や事業運営の透明性確保のための適正な財務諸表の開示を行っていく。

社会福祉法人に求められている「地域における公益的な取組」は、既に参画している東村山市社会福祉法人連絡会での活動や法人内各施設での取り組みに加え、属性を問わない、参加支援を空きスペース等の活用を具体的に検討、実施に向けた取り組みをしていきたい。

法人の事務体制は、社会保険の一括適用も一昨年に適用し、諸々の行政庁への電子申請も

進めており、施設担当者と情報を密にして共有しながら更なる業務効率化を推進していく。

2. 介護保険事業

足掛け4年の月日かけた第2ハトホームの施設整備が完了し、東村山市富士見町の同じ敷地内で「ハトホーム」「第2ハトホーム」の2施設による運営体制が始まった。それぞれにショートステイ事業を併設している。人員配置が1園であった時よりも増え、事業活動収入比で平均78%前後になっている人件費や施設整備のための負担もあり、ここ数年は資金収支及び当期資金収支において赤字が続いている。稼働率を上げること、より多くの加算の取得等の工夫と共に、小さな経費節減や発想の転換による工夫で少しでも赤字を小さくすることが、事業継続の大前提である。ハトホーム在宅サービスは、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、利用者確保がかなり難しいため、引き続き休止をする。ほんちょうケアセンターは、昨年度地域的に利用希望者が多いことから定員を5名増員し、利用者は増えてきている。機能訓練指導員の配置が可能となるので、こうしたサービスの提供によりサービス活動の充実も図りたい。

それぞれ、利用者サービスにおいては、常に点検して質の向上を図り、虐待防止体制の検証を確実にを行い、職場内研修も継続していきたい。

3. 生活保護施設事業

改正生活保護法に基づき、新たに創設された日常生活支援住居施設は、都内でも39施設(2021.9時点)が認定されている。救護施設としての役割分担を明確にし、また連携していくことを考えたい。救護施設としては、利用者の自立の可能性を、より専門的な対応を意識した個別支援計画を策定し、それに基づいた具体的な支援を実施して、役割を果たしていきたい。具体的には、村山苑の2施設が、積極的に地域社会におけるセーフティネット施設の役割を果たすため、個別支援計画に基づき、利用者の地域生活移行支援の強化と、他種別施設への移管に積極的に取り組み、循環型の施設としての機能を強化していくことである。また、むらやまえん生活相談、中間的就労等、法人で進めている地域貢献事業にも、救護施設が中心になって推進していきたい。

4. 保育事業

保育4園が共通の「たくましく」の保育目標の下、「すべての子ども・子育て家庭を対象に幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育ての質・量の拡充を図る」とする法の趣旨に添い、時代が要請する新たなニーズにしっかりと向き合っていく。今年度も新型コロナウ

ウイルス感染症の予防対策を徹底して、新しい生活様式の中で可能な限り、子どもたちが健やかに成長出来る保育を実施する。保育の質の確保と向上への取り組みが保育士等のキャリアアップに繋がり、また、求められている地域の子育て支援の核になっていくことに繋がる。既に導入しているICTの活用幅を広げていき、保護者との連絡に活用し、かつ、業務の効率化を図ることで、保育従事者の確保、定着にも繋げたい。

5. 障害福祉サービス事業

昨年度は、就労継続B型支援の就労収入は新型コロナウイルス感染症の影響による減収がなく、一人当たりの工賃額が前年度を上回り、高工賃還元ができた。また、就労移行支援においても定員の50%以上の就労が達成できた実績から、就労定着支援を含め、福祉事業センターとしては収益増額となる。今年度は、更に各支援（就労移行、就労継続B型及び就労定着支援）間の連携を強化し、きめ細やかな利用者支援を行っていく。障害者委託訓練も、地域の障害者の為に引き続き継続していく。

経営施設（事業）一覧

No.	施設名	業種	概要
1	ハトホーム	老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム	開設日 昭和46年5月15日 (減員変更 令和1年9月1日) 定員 92名 +併設型短期入所生活介護4名 職員数 正規職員43名 非常勤職員25名 派遣職員 土地面積 8,403.59㎡ 建物 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1棟 4,335.72㎡
2	第2ハトホーム	介護保険法に基づく介護老人福祉施設	開設日 令和1年9月1日 (東村山市富士見町に移転令和3年5月) 定員 88名 +併設型短期入所生活介護8名 職員数 正規職員34名 非常勤職員14名 派遣職員13名 建物 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1棟 4,231.12㎡

No.	施設名	業種	概要
3	ハトホーム 在宅サービス センター	老人福祉法に基づく 高齢者在宅サービス センター 介護保険法に基づく 通所介護事業	開設日 平成9年10月1日 令和4年4月1日 休止 定員 1日25名 職員数 正規職員5名 非常勤職員7名 土地面積 8,403.59㎡ 建物 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1棟 4,335.72㎡
4	ほんちょう ケアセンター	老人福祉法に基づく 高齢者在宅サービス センター 介護保険法に基づく 通所介護事業 介護保険法に基づく 訪問介護事業 介護保険法に基づく 居宅介護支援事業 東村山市シルバーケア本 町 LSA 業務受託事業	開設日 平成23年4月1日 定員 通所介護35名(令和3年4月1日) 職員数 正規職員8名 非常勤職員10名 登録ヘルパー7名 LSA 4名 土地面積 2,533.13㎡ 建物 鉄筋コンクリート造 2階建 1棟のうち 484.7㎡
5	村山荘	生活保護法に基づく 救護施設	開設日 昭和36年6月1日 定員 100名 職員数 正規職員42名 非常勤職員14名 土地面積 5,424.70㎡ 建物 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 1棟のうち 1,734.87㎡ 鉄筋コンクリート造スレート葺 2階建 1棟 732.76㎡
6	さつき荘	生活保護法に基づく 救護施設	開設日 昭和57年4月1日 定員 50名 職員数 正規職員27名 非常勤職員12名 土地面積 2,672.95㎡ 建物 鉄筋コンクリート・鉄骨造・陸屋根2階建 1棟 1,388.91㎡
7	むらやまえん 生活相談所	社会福祉法第二条第 3項の 第一 第二種社会福祉事業	開始日 平成25年12月1日 職員数 正規職員3名(兼任)

No.	施設名	業 種	概 要
8	つぼみ保育園	児童福祉法に基づく 保 育 所	開 設 日 昭和 44 年 5 月 1 日 定 員 195 名 職 員 数 正規職員 34 名 非常勤職員 28 名 土地面積 3,580.44 m ² 建 物 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根亜鉛 メッキ鋼板葺 2 階建 1 棟 1,508.84 m ² 鉄筋コンクリート造コンクリート 屋根平家建 1 棟 6.05 m ²
9	ふじみ保育園	児童福祉法に基づく 保 育 所	開 設 日 昭和 55 年 4 月 1 日 定 員 100 名 職 員 数 正規職員 23 名 非常勤職員 17 名 土地面積 1,120.29 m ² 建 物 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 1 棟 719.04 m ² 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 1 棟 10.00 m ²
10	ほんちょう保育園	児童福祉法に基づく 保 育 所	開 設 日 平成 23 年 4 月 1 日 定 員 100 名 職 員 数 正規職員 26 名 非常勤職員 20 名 土地面積 2,533.13 m ² 建 物 鉄筋コンクリート造 2 階建 1 棟のうち 1,228.82 m ²
11	ひよし保育園	児童福祉法に基づく 保 育 所	開 設 日 平成 28 年 4 月 1 日 定 員 80 名 職 員 数 正規職員 22 名 非常勤職員 14 名 土地面積 1,183.22 m ² 建 物 鉄筋コンクリート造 2 階建 1 棟 604.355 m ² (賃 貸)
12	福祉事業センター	障害者総合支援法に 基づく 障害福祉サービ ス 事 業	開 設 日 昭和 53 年 4 月 1 日 定 員 就労移行 15 名・就労継続 B 型 65 名 就労定着 職 員 数 正規職員 15 名 非常勤職員 11 名 土地面積 5,424.70 m ² 建 物 鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建 1 棟のうち 1,571.07 m ²

13	全事業所	認定就労訓練事業所 及び 「はたらくサポート とうきょう」事業	生活困窮者就労訓練事業 認定日 平成 29 年 3 月 24 日 事業所 村山荘・ハトホーム・さつき荘 つぼみ保育園・ふじみ保育園・ひよし保育園 ほんちょう保育園・ほんちょうケアセンター 「はたらくサポートとうきょう」 全事業所
----	------	--	--

II 事業経営

1 介護保険事業

【基本方針】

新型コロナウイルスの感染はいまだ収まらず 3 年目を迎え、あらゆる分野に大きな影響をもたらすとともに私たちの仕事の仕方や生活スタイルも変わりつつある。

年明けから新型コロナの新たな変異株であるオミクロン株が世界中で猛威を振るい、私たちにとって新たな脅威になっている。とりわけ特養でのクラスター発生は利用者への被害は甚大であるとともに、事業継続にも大きな影響を与えかねない。そのため、これまで以上に予防対策に注力していかなければならない。

昨年（2021 年）8 月、介護保険制度が改定され補足給付と高額サービス費の見直しが行われた。持続可能な介護保険制度が目的であるが、利用者の負担増につながり、とりわけ補足給付の対象者には大きな影響がでている。所得の状況により利用者の負担段階のうち、今回の見直しで第 3 段階（世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が 80 万円超）を① 80 万円超から 120 万円以下と② 120 万円超に細分化した。この②に該当する方の食費の自己負担が月 20,000 円以上増えた。また、負担増からユニット型個室から多床室に移るケースも見受けられるようになってきているという。

2024 年介護報酬改定に向けた議論について、「財政健全化に向けた建議」（財政制度等審議会 令和 3 年 5 月 21 日）の概要版に、「利用者負担の更なる見直しやケアマネジメントへの利用者負担の導入など、介護保険給付範囲の見直しを進めることが必要」と述べられている。具体的には、①現在、介護保険利用者の自己負担は 1 割、収入等により 2 割、3 割負

担を進めてきたが、全体の9割が1割負担となっている。この自己負担を原則2割に引き上げることが必要ということである。②ケアプラン作成には利用者の自己負担はないが、更なるケアプランの質向上に向け自己負担を導入することで、利用者がケアプランに関心を持つのではないかと。結果、ケアプランの質が向上する。③要介護1,2の在宅系サービス利用者を介護保険から市町村の総合事業に移行することなどである。

住み慣れた地域で、現在の住まいで生活し続けたいという願いに、村山苑が長年高齢者事業で培ってきたノウハウを生かすことはできないだろうかと率直に思う。具体的には在宅生活を継続するうえで、心身機能の維持や介護の分野で地域の方たちを対象とした取り組みを地域貢献活動として積極的に推し進めたい。課題は人材確保であるが、法人本部を中心に幅広く、創意ある求人活動を行ってきたことが結果として表れてきている。今後新たな人材確保として、「元気な高齢者」の活用を視野に入れた検討も必要になるのではないかと。一方で職員が長く働き続けられる職場づくり、キャリアパスと評価制度を導入など「なりたい自分」を目指せる職場、頑張りや努力が報われる職場を目指していきたい。

【介護保険事業運営方針】

- ① 中期計画に基づく事業運営を進める。
- ② 利用者増、新たな加算の取得等収入増に向けた取り組みを強化し、安定的に収支バランスのとれた事業経営を目指す。
- ③ 従来型特別養護老人ホームとしての機能を強化し、低所得者への利用者負担軽減制度の活用など、セーフティネットとしての役割を果たす。
- ④ 村山苑高齢者グループをはじめ村山苑全施設と連携し、地域包括ケアシステムを支えてとしての役割を果たしていきたい。
- ⑤ 福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少に対応するため、子供、障害者、高齢者等のニーズに応じた居場所の提供等、地域交流に向けた取り組みを模索する。

(1) ハトホーム 東村山市富士見町2-7-5

定員 92名 併設型短期入所 4床 介護保険事業者番号：1372700060

a. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【重点運営方針】

- ① ベッド稼働率目標に少しでも近づけるようにしていき、各種加算を取得するための

体制を整備する。

- ② ICTを活用し、業務改善・効率化のための見直しを行う。
- ③施設内・外の研修を通して、学び実践する職場環境を作る。
- ④コロナ禍における感染症対策の見直し。

【重点サービス計画】

① 入居者一人一人の QOL に視点を当てたケアの取り組み

入居者を生活者としてとらえなおし、三大介護にとどまらず、一人一人の人権や人格の尊厳を大切にする村山苑の理念を日々のケアやサービスに具現化する。

② 「看取る」「食べる」「認知症」をキーワードに新たなサービスの構築を目指す

- ・ご家族やご本人の意向を踏まえ、合意形成できた入居者の方のお看取りを行う。
- ・これまで以上に口腔ケアに取り組み誤嚥性肺炎の予防に努める。
- ・認知症に関する研修等に一人でも多くの職員が参加できるよう取り組む。

③ 虐待と無縁な生活の場づくり

虐待防止マネージャーを中心に不適切ケアの事例検討会の開催、研修の実施に取り組み、虐待の無い生活の場づくりを推し進める。

④ 研修の充実を図る

法人内研修、外部研修への積極的参加はもちろん、他施設の見学研修に取り組む。

⑤ 第三者評価受審

第三者評価を受審し、結果を踏まえた改善計画を立てる。

⑥ 法令及び運営基準の遵守

関係する法令、通知等を念頭に置き、コンプライアンス意識の向上を図る。

⑦ 各種BCP(事業継続計画)の見直し、整備

有事の際に活用できる計画づくり、シュミレーションの実施。

【地域貢献活動】

- ・地域の方たちの体力アップと在宅生活維持の為の機能訓練教室の開催や認知症講座等の実施、会議や催し物等、施設内スペースの提供、その他地域支援、貢献に向けて取り組んでいく。

【目標利用率】

令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度目標
97.0%	98.0%	97.5%

b. 短期入所生活介護事業

【重点運営方針】

- ① 在宅生活から施設入所が必要な困窮者の受け皿としての役割を担う
- ② 安心して利用できる施設として利用者の特性に応じたサービスを提供する
- ③ 特養相談員と連携し稼働率アップに重点的に取り組む
- ④ 緊急の受け入れ要請に対し可能な限り調整を行い対応する

【重点サービス計画】

- ① ご家族や関係機関との情報共有・連絡体制の強化
- ② 利用しやすい施設内の環境整備
- ③ 事故を防ぎ安全に生活出来るよう支援を行う
- ④ 健康に過ごすことを重視し疾病時には迅速に対応する
- ⑤ 利用者・ご家族のニーズに応じたサービスの提供

【目標利用】

令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度目標
7.3人/日（8床）	4.5人/日 （4～5月8床、6～3月4床）	4人/日（4床）

- (2) ハトホーム在宅サービスセンター 東村山市富士見町2-7-5
定員 25名 介護保険事業者番号 1372700037
通所介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業

ハトホーム在宅サービスセンター（通所介護）は令和3年4月1日付で1年間休止としたが、コロナ過で利用者確保が困難なことから引き続き令和4年度も休止する。

- (3) 第2ハトホーム 東村山市富士見町2-7-5
定員88名 併設型短期入所8床 介護保険事業者番号：1374701819

a. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【重点運営方針】

- ① 質の高いサービスの提供
- ② 経営基盤の強化

- ③ 人材の確保・育成
- ④ 地域の拠点としての役割を果たす

【重点サービス計画】

- ①入居者一人一人の QOL に視点を当てたケアの質の向上への取り組み
- ②虐待防止・サービスマナー向上への取り組み
- ③認知症への対応力向上に向けた取り組み
- ④看取り体制の実施・定着

【利用目標】

令和 3 年度実績（見込み）	令和 4 年度目標
96.6%	97.5%

b. 短期入所生活介護事業

【重点運営方針】

- ①在宅生活を支える機能としてのサービス提供
- ②在宅生活から施設入所が必要な困窮者の緊急の受け皿としての役割を担う
- ③安心して利用できる施設として、いつでも受け入れられる環境の整備
- ④入所率の向上に向けた取り組み

【重点サービス計画】

- ①ご家族や関係機関との情報共有・連絡体制の強化
- ②利用しやすい施設としての環境整備
- ③事故を防ぎ安全に生活できるよう支援する
- ④健康に過ごすことを重視し、疾病時には迅速に対応する
- ⑤利用者・ご家族のニーズに応じたサービスの提供

【利用目標】

令和 4 年度目標
7 人／日

(4) ほんちょうケアセンター 東村山本町 3-4-3-1

a. 通所介護事業・東村山市介護予防・日常生活支援総合事業

定員 35 名

介護保険事業者番号：1372701522

【運営方針】

- ① 利用者が、その有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努め、利用者とのコミュニケーションを充分図りつつ、利用者が主体的に活動に参加できるように働きかける。
- ② 個人の尊厳に配慮することを念頭に置き、利用者の権利を擁護するとともに、利用者の選択と自己決定を尊重しながら、適切で満足していただけるサービスの提供を行う。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市、居宅介護支援事業者、包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努め、介護予防・日常生活支援総合事業、介護保険事業における利用者の確保を図っていく。

【重点目標】

- ① 心身の機能の低下は認められたとしても、その人らしい在宅生活を続けていくことを支援していく。そのために、これまで、ほんちょうケアセンターで取り組んできた生活リハビリを行い、介護保険制度の目的に沿った自立支援・重度化予防への取り組みを推進する。また、令和3年度の改定内容も踏まえ、個別加算の取得を目指し、経営の安定化も図る。
- ② 利用率を85%以上に維持するために、欠席率を下げるための取り組みとして、ほんちょうケアセンターの特色である、役割作り、シナプソロジー、園児交流、この3本柱を進めると共に、ご利用者にとって魅力ある趣味活動の提供をしていく。
- ③ 認知機能低下予防の取り組みとして、シナプソロジーをご利用者に合わせて、小グループ毎に行えるようにシナプソロジーインストラクターを5人養成したので、さらに多様化させ実践していく。
- ④ 働き方改革に沿って職員のライフワークバランスを整えるために、ICT化を進め、活用する事で、記録や業務準備の時間を削減し、働き方改革を進める。

【利用目標】

令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度目標
22.6人/日	26.5人/日	28.0人/日

b. 居宅介護支援事業・介護予防支援事業

介護保険事業者番号：1372701548

【運営方針】

- ① 社会福祉法人村山苑が経営するほんちょうケアセンターの居宅介護支援事業は居宅介

護支援事業の適正な運営を確保するため事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護支援を提供する。

- ②介護支援専門員は、利用者の心身の状況やその置かれた環境に応じ、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- ③ 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場で提供に努める。
- ④ 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

【重点目標】

- ① 利用者一人一人の在宅での生活を継続できるよう介護保険サービスに繋げつつ「必要のないサービス」「利用根拠のないサービス」を位置づけないように留意し、「必要な理由」「利用回数」の根拠づけを専門職と協同して行っていく。そのために日頃の挨拶から顔見知りの関係を築いていく。
- ② ICT化の基盤となる年度として、ソフトを熟知し効率的に使用できるように皆で協力し勉強していく。さらにはアプリや共有カレンダーなどを使用し紙ベースや2度手間3度手間のものをやめられるように進め、効率化のために音声入力やAI利用を検討していく。
- ③利用者の状況把握をし、不在時対応できる環境を作るために休みが重ならないようにし、定期（毎週）状況報告を行っていく。

c. 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業

介護保険事業者番号：1372701530

【運営方針】

- ① 地域の介護保険利用者を主として、家族との同居・別居にかかわらず住み慣れた家での生活をより快適に続けて頂けるよう援助することを目標とし運営する。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 利用者からのニーズに迅速に応えるため、ヘルパー体制を強化し、サービス提供責任者によるサービスの質の管理はもとより、登録ヘルパーを含む全職員のサービス提供

の質的向上を図るため、研修機会の確保をしていく。

- ④ 情報伝達の体制維持に努めていき、居宅介護支援事業所と密に連携を取り、利用者の気持ちに沿った対応をより迅速に行うようにする。

【重点目標】

① 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業

- ・自己点検、内部監査を通し、法令遵守に努める。
- ・訪問介護事業・・・利用者の要介護状態の軽減を図るとともに悪化防止に努める。
上半期は月 200 件、下半期は月 220 件を目標とする。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業・・・利用者の生活機能を維持、向上するための支援をしていく。

d. 東村山市シルバーピア L S A（ライフサポートアドバイザー）業務委託

【運営方針】

シルバーピア住宅に住む高齢者に対して、見守りサービス（安否の確認）、生活指導や相談緊急時の対応、関係機関との連絡、コミュニティづくり等の支援などを行い、生活上の安全・安心・健康を確保しながら高齢者自らが望む生活を実現するための支援を行う。

【重点目標】

① 関係機関との連携

- ・居住者の状態に応じた適切な支援に資するよう、介護保険制度や介護サービスの種類、介護保険制度以外の自治体福祉サービス、民間サービス等についての知識を修得する。
- ・居住者の日常生活を見守り、安否の確認や自立に欠ける状態を見極め、適切な支援機関につなげ、必要とされる活動やサービスへの橋渡しを行う。

② その他日常生活に必要な援助

○コロナ後に向けて

- ・団らん室の位置づけと役割を理解し、居住者や地域の人々の参加や交流を目的とした活動プログラムを実施できるよう支援する。
- ・暮らしの情報や交流に関する情報、高齢者の安全に関する情報等に日頃から注意を払い、回覧や掲示板を利用するなど文書にして伝えていく。

2 生活保護施設事業

【基本方針】

様々な課題を抱えた方や他の専門施設で受け入れることが困難な方に対し、速やかに支援するセーフティネットの役割を担い、また地域生活移行や本人の状況に応じた他施設移管等に積極的に取り組む循環型の施設としての機能を発揮することにより、福祉サービスを必要としている方へ、必要な時に必要な支援を提供することを基本方針とする。

【救護施設運営方針】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、生活困窮者支援においては、支援対象者像の変化や支援ニーズの多様化など、新たな課題が表面化しており、制度的な対応も求められている。厚生労働省は、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うため、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を立ち上げた。2023年度改正予定の生活困窮者自立支援法などの関連法について、新型コロナウイルスの影響により変化する支援対象者像や支援ニーズの多様化に対応し、社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」に議論をつなげていくことになる。

社会福祉法、生活保護法の改正により、単身での生活が困難な生活保護受給者の生活の場の選択肢の一つとして、無料低額宿泊所の位置づけを見直した日常生活支援住居施設が創設され、令和2年10月から認定を受けた施設が事業を開始しており、東京都内の認定状況は令和3年9月1日時点で39施設、定員731人となっている。利用者が競合することが想定されるが単なる競争相手としてではなく、救護施設とどのように役割を分担し、連携していくのか整理し今後の動向を注視していく。

救護施設村山荘とさつき荘は、緊急的な居住確保や当面の日常生活支援のみならず、一人一人に寄り添った個別支援計画を策定し、自立支援への可能性を探り、自己実現へ向けて支援していくことを実践していく。人材確保、育成、定着のため、誇りとやりがいを持てる職場風土の醸成と救護施設の魅力の発信を2施設共同で取り組みを継続する。

循環型セーフティネット施設としての機能を発揮するため、全国救護施設協議会が示した「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を踏まえ以下の運営方針を掲げる。

- ① 一時入所事業による緊急保護支援
- ② 居宅生活訓練事業による地域生活移行支援
- ③ 地域や他種別施設等への移行促進

- ④ 村山荘における保護施設通所事業による居場所確保と相談支援
- ⑤ 精神保健福祉士による精神障害者への支援
- ⑥ 地域との連携による包括的相談や支援ネットワークへの参画と構築
- ⑦ 地域との交流、施設機能の地域への提供及び災害時における被災者等への支援体制整備
- ⑧ DV 被害者や矯正施設出所者等に対する生活支援、自立支援
- ⑨ 認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の取り組み
- ⑩ 地域生活困難者に対する総合相談事業（むらやまえん生活相談所）との連携
- ⑪ 感染症対策の徹底

(1) 村山荘 東村山市富士見町 2-7-5

定員 100名 ・独自通所・訪問事業（定員 15名） ・居宅生活訓練事業
 ・一時入所事業（定員 5名）

【重点運営方針】

今年度の重点運営方針は次の4項目とする。

- ① 日中の過ごし方について、作業及びフロア活動の他、個別の日課を支援しながら多様なプログラムを検討していく。
- ② 業務分析により業務上の負担を整理しながら、効率的で余裕を持った関わりが行えるよう取り組んでいく。
- ③ 循環型セーフティネットの役割りを発揮し、社会のニーズに応える"機能強化3事業"を継続して実施していく。
- ④ 感染症対策を継続するとともに、行動の減少による利用者の心身衰弱（フレイル）、筋力低下（サルコペニア）防止対策を進める。

【重点サービス計画】

- ① 感染症防止対策の徹底と日常生活維持のための創意工夫
 防止策を徹底する意識を一人一人が持ち実践していくとともに、発生時のBCPや各マニュアルを随時見直し迅速に対応できるように備えていく。また実施方法の工夫によりなるべく日常活動や刺激のある生活環境を維持し心身の健康を保てるよう努める。
- ② 日中活動の見直し
 多くの利用者が作業へ意欲を持って参加し、それぞれの能力を発揮できるよう支援する

一方で、製袋作業以外の日中活動メニューの開発と実施方法を摸索し、個別的な日中の過ごし方について様々なニーズに応えられるよう取り組んでいく。

③ 口腔ケア対策と身体機能維持のための取り組み

訪問歯科と連携の上、個別誤嚥防止対策の検討実施の他、全利用者の口腔内健康診断や施設全体としての口腔ケア対策を実践していく。また、骨密度や筋力の低下を防ぐため現状把握と課題整理を行いながら対策を進めていく。

④ 通所・訪問、居宅生活訓練、一時入所の体制整備

各部署との情報共有を深め、一時入所も含めてそれぞれの事業と本体事業との連携体制を整える。利用者個々の地域移行の可能性を見出し、動機づけや訓練前の準備支援を行う。地域関係機関との連携も強化していく。

【施設・設備整備計画】

- ・ 食堂整備（イス入れ替え・壁紙交換等）
- ・ 館内 I C T 関連整備（各階 Wi-Fi 整備）
- ・ 事務所、玄関ロビーの整備（書庫、掲示版、下駄箱等）
- ・ 浴室・脱衣場床面修繕
- ・ 防火扉修繕等の防災対策
- ・ 屋上防水修繕

☆ 本館建て替えに関する検討委員会の発足

a. 通所・訪問事業「スマイル倶楽部」

【重点運営方針】

村山荘を退所し地域生活へ移行した利用者及び地域の生活保護受給者、生活困窮者、障害者等を対象に、地域での生活の安定と充実を図るため、通所、訪問、付添、電話等による相談支援などの在宅支援を実施する。施設機能の活用・拡大、地域福祉への貢献という位置付けを重視し、引き続き独自事業として取り組んでいく。

【重点サービス計画】

① 通所事業

平日日中の活動場所として、村山荘での作業への参加を基本に、クラブ活動、行事への参加、食事提供、面談等を行う。居場所の確保、生活リズムの確立、体力づくり、対人交流の維持など、それぞれの生活状況、目的に合わせて支援する。訪問事業との組み合

わせにより、在宅時の生活面も併せた状況把握を行い、細やかな対応に努める。

② 訪問事業

自宅訪問により、服薬管理や金銭管理、家事、他サービスの申請・契約関係に対する助言などの日常生活支援、関係者や関係機関との連絡調整等、生活全般の相談を行い、地域生活を円滑に送ることができるよう支援する。

必要に応じて、通院や役所への付添支援、電話などによる相談受付など幅広く対応し、状況によっては緊急時の一時入所の受け入れ等も調整する。

b. 居宅生活訓練事業「いっぽ」

【重点運営方針】

利用者の可能性とストレングスを見出すことで、どんな支援をすれば地域移行が可能になるかを検討し、居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、円滑な居宅生活の移行、自立に向けた支援に積極的に取り組む。専任の担当責任者1名及び兼任担当者2名を配置。

【重点サービス計画】

① 生活訓練

施設内の生活実習室他、一時入所用居室やアパートを使用し、具体的な単身生活のイメージを持てるように、また訓練後の施設生活の活性化に繋がるよう、数日間から数週間程度の短期間の訓練を実施する。

② アパート訓練

近隣借り上げアパート（さつき荘との共用物件）を使用し、数か月程度までの短期間の体験的アパート生活訓練を行うことで、長期訓練へ向けた目的意識の確認や目標設定に繋げる。

③ 居宅生活訓練

近隣借り上げアパート（村山荘単独物件2部屋）を使用し、1年間の長期訓練を段階的に計画して、地域における実践的な生活訓練を行うことで地域移行へ向けた具体的な支援や調整を行う。社会福祉施設における施設機能強化推進費事業として実施。

④ 本体事業の各部署との連携を密にし、効果的なプログラムの策定やモニタリング方法などを整備していく。地域移行後も安定した地域生活を継続できるよう相談・訪問・各機関との調整などアフターケアを行っていく。

c. 一時入所事業

【重点運営方針】

精神不安定等により一時的に居宅生活が困難になった方が利用することにより、心身の安定、生活リズムや生活環境の改善等を図り、引き続き居宅生活が継続出来るように取組む。また、安心して施設へ移れるよう、医療機関からの退院前に短期間施設生活を体験してもらうことにより、入院から施設へと繋げ社会的入院の減少に貢献していく。東京都保護施設一時入所事業による受け入れ以外にも、法人として取組んでいる生活困窮者支援事業において一時入所を必要としている方への対応も行っていく。

【重点サービス計画】

- ① 2階一時入所用居室（2人部屋）の他、必要に応じて空きベッドも活用し、定員5名とする。（ただし入所定員の1割を超えない範囲）
- ② 食事（実費）、入浴、その他生活に必要なサービスを提供し、安全で安心できる落ち着いた生活環境を通し、その人本来の生活パターンの回復が図れるよう支援する。
- ③ 地域生活への移行及び居宅生活継続に必要な相談、情報提供を行い、関係機関との連携を図りながら円滑な退所につなげる。
- ④ 本入所利用者への支援や生活に支障が出ないよう配慮しつつ、緊急時の迅速な受け入れのための体制を整えていく。

（2） さつき荘 東村山市富士見町 2-8-2

定員 50名 ・居宅生活訓練事業 ・一時入所事業（定員 5名）

【重点運営方針】

令和4年度重点運営方針として次の2点をテーマに取り組んでいく。

- ① 居宅生活訓練事業の体系的な取り組みを強化し、利用者の自立支援を推し進める。
- ② 「がんばろう！さつき」計画を継続し、利用者と地域からの信頼を得る。

<<「がんばろう！さつき」計画>>

目標 誰に対しても丁寧なサービスマナーを徹底する。

実践 利用者に対して敬語を徹底する。

利用者を見下したり子ども扱いしたりしない。

職員同士お互いに指摘し合える関係を築く。

ボランティアや地域の人に気持ちのいい施設であると認めていただく努力をする。

具体策 各部署のサービスマナー目標を設けて行動する。

【重点サービス計画】

より質の高いサービスを提供していくために、令和4年度におけるサービス方針として以下の3項目を掲げ、全職員がしっかりと共通認識を持って取り組んでいく。

① 一歩足を踏み入れたらなんだかホッとするさつき荘を提供する。

地域の方から職員の対応について厳しいご意見をいただいたことをきっかけに、あたたかでゆったりとした雰囲気大切にしてきたが、掲げているだけで実体のない方針とにならないよう、真にホッとする雰囲気とはどういったものなのか、全職員が改めて考え直し日々の業務に向き合う。

具体的行動 がんばろう！さつき計画・村山苑あいさつ週間（富士見町のあいさつ運動にも参加していく）

② 利用者の強み、長所を引き出す

課題や問題点、あるいはそれに対する様々な制約や手当てばかりにとらわれず、個々の利用者の強み、長所、得意分野や潜在能力に着目する。介助や支援を受けながらも、自らできることが一つでも増えるような視点に立って実践していく。

具体的行動 個別支援計画の作成およびモニタリング

③ 地域移行をめざした段階的な支援を行い、居宅生活訓練事業との連携を図る

すべての利用者の可能性を引き出し、ご希望に寄り添いながら施設内外における自立のための生活訓練を行う。また、居宅生活訓練事業の専任担当者との役割分担を明確化し、スムーズな訓練への引き継ぎと連携を実現する。

具体的行動 日常生活自立支援（金銭管理・服薬管理等）・荘内生活訓練、荘外生活訓練

④ コロナウィルス等の感染症予防に努め対策を徹底する。

具体的行動 感染症にかかるマニュアルを策定し、定期的に見直す。

【施設・設備整備計画】

- ・建物外壁塗装
- ・ベッドの入れ替え[順次通年]

a. 救護施設居宅生活訓練事業

【重点運営方針】

より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、利用者の可能性と長所を見出し、円滑な居宅生活の移行を支援する。独自事業から施設機能強化推進費事業としての実施を目指す。

【重点サービス計画】

- ① 一時入所用個室の空き期間を活用して荘内における生活自立訓練を実施し、単身生活のイメージを具体化しながら課題を整理する。～「荘内生活訓練」
- ② 近隣借り上げアパート（村山荘との共用物件）を使用し、短期間の体験的アパート生活訓練を行うことで、長期訓練へ向けた目的意識の確認や目標設定につなげる。～「荘外生活訓練」
- ③ 近隣借り上げアパート（さつき荘単独物件）を使用し、地域における実践的な生活訓練を計画的に行いつつ、地域移行へ向けた具体的な支援や調整を行う。～「居宅生活訓練」
- ④ 専任担当者が本体事業の各部署、各担当職員との連携を密にし、効果的なプログラムの策定やモニタリング方法などを整備しそれぞれの状況に応じて段階的に取り組んでいく。

b. 東京都保護施設一時入所事業

【重点運営方針】

一時的に居宅生活が困難になった方が利用することにより、心身の安定、生活リズムや生活環境の改善等を図り、引き続き居宅生活が継続出来るように取り組む。また、社会的入院患者に施設生活を体験してもらうことにより、入院生活から施設生活へと繋げ社会的入院の減少に貢献していく。法人として取り組んでいる生活困窮者支援事業において、一時入所を必要としている方への対応も行っていく。

【重点サービス計画】

- ① 安心・安全・安寧な生活の場の提供を図る。
- ② その人本来の生活パターンの回復を図る。
- ③ 地域生活への移行及び居宅生活継続に必要な情報提供、相談の実施。
- ④ 地域の社会資源や関係機関との連携を図る。

⑤ 迅速な受け入れ対応のための体制の整備。

(3) むらやまえん生活相談所 東村山市富士見町 2-7-5

【重点運営方針】

生活困窮者をはじめとする地域住民の福祉に関するニーズと、サービス内容や行政区分を超えて社会資源を結びつけることにより地域福祉に貢献する。また、中間的就労、「はたらくサポートとうきょう」の受入窓口としても機能し受入施設と連携する。

【重点サービス計画】

相談者自身及び地域住民・行政・民生委員等の情報や出向いての情報により、要援護状態の方の相談を受けて支援する。「暮らしの相談ステーション」とも連携していく。

状況に応じて、各施設の協力も得ながら、経済的支援（現物給付による）を行う。

市内各連絡会の会議等に参加し、地域との信頼関係を築き、地域福祉に貢献していく。

3 保 育 事 業

【基本方針】

社会福祉法人村山苑は、保育目標を「たくましく」とし、保育所保育指針に基づき、「子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進することに最もふさわしい生活の場を提供する」、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行なう」「入所する子どもの保護者の支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行なう」という役割を担い、倫理観に裏付けされた専門的知識、技術及び判断をもって、それぞれの園の特性を活かし、保育並びに保護者支援を行っていく。

昨今は、災害、感染症、事故等子どもたちを取り巻く環境がかなり変化してきている。子どもたちが安全、安心に過ごせるよう既存の支援体制を整備しつつ、想定されるリスク管理の徹底にも力をいれていく。

【保育所運営方針】

国の設置する検討会等で、待機児童の解消を目的とした保育の受け皿整備と保育の質を確保、向上させることに取り組んできており、令和3年4月の時点では、ゼロ歳児の定員割れや待機児童数が5634人と過去最少の数値となっている。しかし、コロナ禍で育児休

業の延長や雇用状況の悪化などで出産を控えるといった動きがある中で、今後女性の就業率の上昇に伴い再び保育ニーズが増加する可能性が高いと考えており、令和3年度から開始した「新子育て安心プラン」に基づき、引き続き保育の受け皿の整備や地域の特性に応じた取り組みを行っていく方針を出している。

現在、多くの地域で児童数や生産年齢人口が減少する中であって、地域社会のために欠かせない社会インフラとしての保育所による保育提供体制を今後どのように維持するかを大きな課題としている。また、少子化社会の進展、地域のつながりの希薄化等により、いわゆる「未就園児」を養育する家庭が孤立し、地域の中で「孤育て」を強いられているケースが指摘されており、こうした家庭を含む地域の子育て家庭等への支援の必要性が高まっている。そうした状況や課題を背景に、令和3年5月より「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」において、今後、個々の保育所の強みや体制等を踏まえた役割分担の下で、関係機関と協働しつつ、保育所等が多様な保育・子育てニーズを受け止め環境整備が行われていくことを必要としている。

村山苑の4保育園においては、このような状況を踏まえ、保育の質の確保・向上に向け努力し、又地域の中での保育所の役割を再認識し取り組んでいきたい。

また、保育士等の人材確保については、引き続き最重点課題として位置づけ、法人本部・保育4園と連携を図りながら進めていくと共に、魅力ある職場づくりに取り組み保育士等の人材確保・定着に向けた取り組みを一層強化していくこととする。

(1) つぼみ保育園 東村山市富士見町 2-2-2

定員 195名 ・延長保育 ・一時保育事業 10名

【重点運営方針】

- ① 法人の基本理念並びに法人の倫理綱領・行動規範の周知・徹底を図るとともに、つぼみ保育園の運営理念・保育方針を改めて確認・共有し、その具現化に向けての取り組みを進めていく。
- ② 引き続き、「待機児童の解消」に努めるほか、気になる子への対応、児童虐待防止への対応、メンタルヘルス上の不安のある保護者への対応等について、必要に応じ関係機関（子ども家庭支援センター、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等）との有機的連携を図っていく。
- ③ 「東村山市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、つぼみ保育園の置かれている環境条

件等を総合的に勘案しつつ、中・長期計画の策定に努めていくこととしたい。

- ④ 地域の子育て支援や「仕事・子育て両立支援事業」の具体化とその実効性を担保するため、引き続き「西部エリアネットワーク会議」に積極的に参画する。
- ⑤ 人材確保の取組を計画的に進めていくと共に、「個人研修計画・評価シート」「自己評価シート」を活用し、計画的な人材の育成・定着に努める。
また、キャリアアップ研修への参加も計画的に進める。
- ⑥ 法人・保育4園との有機的連携を高め、安定的な施設運営ができるよう努める。
- ⑦ 「虐待チェックリスト」集計結果並びに虐待についての認識を共有し、日常保育の中での具体的な実践に生かせるよう取組を進める。
- ⑧ 中・長期修繕計画「建築物のライフサイクルコストと保全修繕について」に基づく修繕・設備改修を計画的に実施する。
- ⑨ 中期計画を作成。計画に基づき保育事業を実施する。
- ⑩ 東京都福祉サービス第三者評価を継続受審し、組織運営・保育の質の向上に努める。

【目標利用率】

令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度目標
103%	100%	100%

a. 一時保育事業

【重点運営方針】

- ① 一時保育事業は、「地域の保護者に対する園の窓口」であるということを共通認識とし、ホームページの活用や園たより等にとどまらず、地域ネットワークとの連携等により、子ども・子育てに係る情報等を積極的に発信していく。
- ② 0・1歳児の利用が多く、保護者の一時保育利用のニーズが変化しつつある。育児に悩みを抱えている家庭も多くなってきているので相談支援の場となるよう窓口を広げていき一時保育を利用してもらいながら子育ての発信基地としての役割を担っていく。
- ③ 地域の保護者のニーズを捉えた「育児講座」を継続開催し、保育園の持つ専門的な知識を身近な子育て情報としてお知らせし、子育て支援に繋げる機会にしていく。
- ④ 情報誌(年10回発行)やホームページを見て、各種の園行事に参加して下さる方が増えてきている。今年度は更に内容を充実させ地域に広めるとともに、一時保育の利用につなげていきたい。

【目標利用数】

令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度目標
4人/日	3人/日	6人/日

※来年度もコロナ禍で未知だが、自宅待機・自粛等で利用者数の見込みが難しい部分がある。

【設備・備品整備計画】

つばみ保育園中・長期修繕計画「建築物のライフサイクルコストと保全修繕について」に基づき設備改修等を計画的に実施する。

令和4年度における主たる設備・備品整備計画は以下の通りである。

	項目
1	子ども用トイレ・職員用トイレ改修工事

(2) ふじみ保育園 東村山市富士見町 2-7-5

定員 100名 ・延長保育

【重点運営方針】

- ① 法人理念、ふじみ保育園の理念を浸透させる。
- ② 園児・保護者、家族に対し常に人権を尊重し、親切丁寧を旨とし、言語態度には細心の注意を払い、笑顔・挨拶を心がけて接していく。
- ③ 人材確保・育成・定着に向けた取り組みの継続実施。
 - ・保育フェア、就職フェア(村山苑)、就職相談会等の開催で、人材確保を継続。
 - ・実習生・ボランティアを感染対策に配慮しながら受け入れ、人材確保に繋げる。
 - ・職員の資質向上に向け、「個人研修計画・評価シート」による主体的な学びの充実
又、職員間で学を共有(内部研修の充実・外部研修の報告・共有・活用)
 - ・ICT化をさらに促進し、業務の軽減化を図り、人材確保・定着に繋げる。
- ④ 苦情解決・第三者評価結果の課題改善に努め、質の向上を図る。
- ⑤ SDGsに向けた取り組みを中期計画に沿って実施する。

※私たちが出来ることを考え、行動していく。

【重点サービス計画】

I. 保育サービス計画

(1) 保育の質の向上

- ① 年齢ごとの発達理解

- ・発達カリキュラムの作成、具体的な姿と発達理解を共有していく。

② 虐待防止の徹底

- ・保護者による虐待防止を早期発見し、関係機関と連携を取り対応する。
- ・職員の子どもに対しての虐待防止の徹底を図る。(虐待防止チェックの定期的な実施、内部研修による互いの気づきをグループワークにて話し合い個々の振り返りに生かし、組織的に継続実施していく。(内部研修は年1回実施)
- ・個人チェックは年4回、毎年実施。
- ・各関係機関と連携し、児童虐待防止に努め育児不安を抱える家庭支援を進める。

③ その他のリスクコントロール

- ・事故予防：シミュレーション・KYT実施、気づきヒヤリハット、事故報告の即座の共有、課題の抽出、改善策の検討、定期的なマニュアルの見直しを図る。

(2) 保護者支援

①保護者理解

- ・常に人権を尊重し、親切丁寧を旨とし、言語態度には細心の注意を払い、笑顔挨拶を心がけて接していく。保護者一人一人のあるがままの姿を受け止めた支援を心がけ、指導ではなく、傾聴と共感を大切にしていく。

②要支援保護者のケア

- ・関係機関と連携を図り、育児不安を抱える家庭の支援を進めていく。

(3) 地域支援

① 地域の子育て家庭に向けての支援をチームで取り組み充実を図る。

- ・東京都保育サービス推進事業に係る項目の100%実施。
- ・地域の子育て家庭の支援を村山苑の「トータルケアサポートむらやまえん生活相談所」とも連携を図り、進めていく。

【目標利用率】

2020 年度実績	2021 年度見込	2022 年度目標
103%	103%	103%

【施設・設備整備計画】

- ・エアコンの機械洗浄（全クラス）
- ・外トイレの男子便器の交換

(3) ほんちょう保育園 東村山市本町 3-43-1

定員 100名

・延長保育

・一時保育事業 10名

・子育てひろば事業 在宅家庭の親子 10組

【重点運営方針】

- ① 福祉に携わる者として、一人一人が高い倫理観を持ち子どもの最善の利益のために、法人の基本理念の周知・徹底を図るとともに、ほんちょう保育園の保育理念・保育方針を改めて確認・共有する取り組みを進めていく。
- ② ほんちょう保育園中期計画に基づいた単年度ごとの事業計画に沿って、計画的かつ継続的に課題に取り組み保育の質の向上に繋げる。
- ③ 法人全体での SDGs の取り組みを、保育の中で子どもたちが自然に取り組める環境づくりを意識していく。
- ④ 人材確保については、引き続き最重点課題として位置づけ、法人本部・保育4園と連携を図りながら、各団体主催の就職相談会へ参加のほか、実習生の受け入れを積極的に行い入職へと繋げられるようにしていく。
- ⑤ ICT化システムをより一層活用し、子どもと向かい合う時間を増やし、保育の質の向上、業務の軽減化、標準化に繋げる。また情報を速やかに保護者と共有し、信頼関係構築に繋げ安心して預けられる地域の保育園として役割を果たしていく。
- ⑥ 地域の中の保育園として、保育園の持つ専門性を地域の資源にできるようすべての子育て家庭に向けて保育の発信していく。
- ⑦ 福祉サービス第三者評価や保護者会からの要望書をもとに、自園を振り返り園運営、保育の質の向上に努める。

【重点サービス計画】

- ① 子どもの人権、人格を尊重した豊かな子どもの育ちのために、虐待防止に取り組む。
 - ・リスク委員会での「虐待防止への取り組み」を継続し、保育園内で常に話題にすることで一人一人が意識を持ち、お互いに気遣える職場環境から虐待防止に繋げる。
 - ・虐待防止マネージャーを中心に、より具体的な場面で意識を深められるよう、各自の保育の振り返りを非常勤職員と一緒に内部研修や会議の中でのグループワークを定期的に行う。
 - ・子どもや保護者の変化に目を向け、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には速や

かに関係機関との連携を図る。

- ② 保育所保育指針に基づき、理念、中期計画、全体的な計画、年間指導計画、短期計画への繋がりある保育を継続的に進める。
 - ・子どもの姿を見通した適切で豊かな経験のために、年齢ごとの発達をとらえ PDCA サイクルに則った継続性のある保育を計画的に積み上げる。
 - ・異年齢での自然な関わりの機会と計画的な活動に取り組み、園全体で異年齢活動の具体的な子どもの育ちを共有し保育の質の向上に繋げる。
 - ・保育の中での SDGs について、生活の中での取り組みとの繋がりを意識し伝えていく。
- ③ 「個人研修計画・評価シート」を基に、職員の主体的な学びを、内部研修等で個人の学び園全体の学びへと繋げる。
- ④ 保護者との信頼関係の構築、保護者同士の繋がりづくりの機会のため、社会の状況に応じた保育の発信をさらに進める。保育参加や園見学で子どもの姿を実際に見て頂き、安心して預けられる保育園として役割を果たしていく。
- ⑤ 小学校に向けての滑らかな接続を図るため、保幼小連絡会での情報収集や近隣の小学校との交流の機会をつくる。また「就学支援シート」や「児童保育要録」等を有効に活用していく。
- ⑥ 子育てに不安のある保護者への対応等について、まずは信頼関係を築き、保護者に寄り添った必要な支援をすることが、延いては子どもの最善の利益につながることを共有し、園全体で取り組んでいく。
- ⑦ ケアセンターとの合築のメリットを最大限に生かせるよう、社会の状況の変化に応じた世代間交流の充実を図っていく。
 - ・日々の中での自然な交流と、行事での計画的な交流を継続していく。
 - ・感染症の流行等の状況の変化の中でも、園生活がより豊かなものになるよう交流の仕方を工夫していく。
- ⑧ 保護者会からの要望書、東京都福祉サービス第三者評価から自園の課題を抽出し、利用者の声を改善に繋げ、意見の出しやすい職場づくりに繋げる。
- ⑨ 東京都福祉サービス推進事業、東村山市の地域子育て支援事業とも、直接地域の方との交流が難しい状況にあるが、地域一時保育委員会を中心に園全体で検討し、地域と繋がる取り組みを大切にしていく。

【目標利用率】

令和2年度年度実績	令和3年度見込	令和4年度目標
110%	110%	110%

a. 一時保育事業(なのはな)**【重点運営方針】**

就業のほか一時的に家庭での保育が困難な家庭の中には、子ども家庭支援センター、母子保健といった市が窓口になり利用につながるケースが増えている。育児に悩み、育て方が解らないといった保護者、それを支えている祖父母等の相談支援の場となるよう窓口を拡げていく。そのためには、園全体で協力し地域の保育園としての役割を果たしていく。

【重点サービス計画】

1. 子どもが安心して過ごせる場の保障
2. 保護者が安心して預けられるサービスの提供
3. 地域と保育園を繋ぎ、子育て相談支援の場としての役割を果たしていく。

【目標利用数】

令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度目標
3.86人/日	5.0人/日	6.0人/日

b. 子育てひろば事業(ほほえみ子育て広場)**【重点運営方針】**

1. 親子の集いの場の提供事業の実施
2. 子育て相談事業の実施
3. 子育て啓発事業の実施

【重点サービス計画】

1. 地域の子育て親子に遊びに来てもらい、子育て親子同士が繋がれる場を作っていく。
2. 広報誌やホームページで、子育てに関する情報発信や行事へのお誘いをし、保育園に足を運んでもらうことで気軽に相談等ができる地域の拠点となるようにしていく。
3. 保育園の持っている専門性を活かした、子育て、栄養、保健相談等のほかイベント内容の充実を図り、利用率を増やし交流の場を充実させていく。

【設備整備計画】

- ① 外壁、防水修繕
- ② 畳替え(1階多目的室、調理休憩室)
- ③ 職員玄関門扉

(4) ひよし保育園 国分寺市戸倉2-27-6

定員 80名 ・延長保育 障がい児保育

【重点運営方針】

- ① 法人の基本理念並びに法人の倫理綱領、行動規範の周知・徹底を図るとともに、ひよし保育園の運営理念・保育方針・保育目標の確認・共有しその具現化に向けての取り組みを進めていく。
- ② 人材確保については引き続き最重要課題として位置づけ、法人本部・保育4園と連携を図り、各団体が主催する就職フェアへの参加や法人独自の「就職フェアIN村山苑」の取り組みを計画的にすすめていくと共にボランティア、職場体験等で保育に興味を持つ学生との繋がりを切らないよう数年先の人材確保へと繋げていく。
- ③ 魅力ある職場づくりに向け、ICT化システムをより活かし業務負担軽減やノンコンタクトタイムの確保など取り組み定着に向けより一層強化していくこととする。
- ④ OJT・個別研修の充実を図るとともにオンライン研修を園内研修とし職員の学びの場を拡げ更なる保育の質の向上に向け取りくみを行っている。
- ⑤ 児童虐待防止に努め、育児に不安を抱える家庭支援、保護者支援を各関係機関と連携を図り進めていく。
- ⑥ 苦情解決・東京都福祉サービス第三者評価結果から振り返りを行い課題の改善に努めると共に、更なる組織運営・保育の質の向上に努める。

【重点サービス計画】

- ① ひとり子どもを全職員で保育をする姿勢を持ち、子どもたちが様々な経験を通し、心身ともにたくましく、意欲と主体性が育つよう心がけ、生きる力を育ていけるような保育を行っていく。
 - ・「保育所保育指針」に基づき、全体的な計画を基本に据え、年間指導計画・月案の作成、週案へと連動させ計画的に保育を行っていくと共に、日々の保育の振り返りを行い保育の

質の向上に努めていく。

- ・子ども一人ひとりの特性を理解し支援を行っていく。
- ② 常に子どもの人権に配慮し、親切丁寧を旨とし、言語態度には細心の注意を払い、不安と不信をおこさせないような保育を行っていく。
- ・虐待防止ブックを全職員に配布を行い、「虐待防止チェックリスト」の集計結果並びに虐待防止についての認識を共有し、日々の保育の中で、子ども一人の人格を尊重し、虐待や不適切行為を無くすための取り組みを進める。
- ③ 「個人研修計画・評価シート」に基づいた職員の主体的な学びの促進を行うと共に研修報告を講義方式とし、職員間の学びの場へと充実を図る。
- ④ 気になる子への対応・児童虐待防止への対応、メンタルヘルス上の不安のある保護者への対応について、必要に応じ関係機関との連携を図り、支援に取り組んでいく。
- ⑤ 東京都福祉サービス第三者評価結果を踏まえ自園の強みと課題を抽出し、課題の改善、強みの強化を図り更なる保育の質の向上に努める。
- ⑥ 地域の中の保育園として、保育園の持つ専門性を資源として活用し地域の子育て支援に繋げ地域サービスの充実を図ると共に、地域施設との交流の充実を目指していく。
- ⑦ 実習生・ボランティア・職場体験を積極的に受け入れ、次世代育成を図る。

【目標利用率】

令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度目標
100%	98%	100%

【施設整備計画】

- ・園庭整備
- ・緑化地域の整備

4 障害福祉サービス事業

【障害福祉サービス事業 基本方針】

障害のある方が、地域の一員としてともに生きていけるよう、その人の人格の尊厳を守り個々の能力や可能性を見出し、その人本来の生活を送れるよう「自己実現」へ向けての支援を行っていく。

【障害福祉サービス事業 運営方針】

2018年4月施行の改正障害者総合支援法には、施行3年後の見直し規定があり、厚労省は昨年3月から社会保障審議会障害者部会にて審議が開始された。本来では、昨年12月に報告書がまとめられ、今年の通常国会に法案が提出される予定であった。しかしながら、障害者の居住支援、就労支援など論点が多岐わたり、時間をかけた慎重な議論が必要とされ、昨年12月に中間整理として、障害者の①居住支援②相談支援③就労支援などが、引き続き検討する論点として挙げられている。最終的な報告書は今年の5月以降にまとめられることになっている。(障害者総合支援法・精神保健福祉法・障害者雇用促進法は足並みをそろえる)このことから、今年度内には法改正の内容が提示されるものと考えられる。福祉事業センターの事業継続に大きな影響を与えることも考えられるので、今後の動向を注視していきたい。

基本報酬の部分では、昨年改正されており大きな変更がないことから、3事業(就労継続支援B型・就労移行支援・就労定着支援)とも大きく落ち込むことはなく、利用率(利用延べ人数)にもよるが、若干の上乗せができると思われる。新型コロナウイルス感染症も終息していないことから、感染症対策をしっかりと行うとともに柔軟な利用者対応を進めることで利用者支援や事業経営に大きな支障が生じないようにしていきたい。また、組織体制では、今後の施設長交代を見据えて副施設長を配置すると共に、将来を見据えた職員配置を構築していかなければならない。そのためにも担当の変更(職種変更を含む)等を計画的に、適正な人員配置等、盤石な組織体制作りに向けた取組を進めていきたい。

利用者支援については、就労継続支援B型では高工賃還元を目的として、取引先企業との連携強化、作業受注の安定化を図り、利用者の生活を守るためにも月平均工賃支給額を30,000円以上支給できるように取組み利用者ニーズに応えていきたい。就労移行支援では、一般就労への移行と就労の継続(就職後半年以上)を目指すと共に、就労に繋がる訓練の充実や就職先や実習先とのマッチングを図り利用者の就労先の開拓に努めたい。また、就労定着支援事業も就労移行支援や就職先や関係諸機関等との連携を強化し、就職された方に細やかで必要な支援を提供し職場定着に向けた支援を積極的に取組んでいきたい。

(1) 福祉事業センター 東村山市富士見町2-7-5

・就労継続支援B型 定員65名

・就労移行支援 定員15名

事業所番号：東京都指定 第1313600338号

- ・就労定着支援 事業所番号：東京都指定 第1313600908号
- ・障害者委託訓練事業

【重点運営方針】

福祉事業センターは、村山苑の基本理念を享け「働く喜びをすべての人に」という目標のもと、次の4点を事業運営における基本方針とする。

1. 働く機会を得ることにより、張り合いや生きがいを感じ、充実した豊かな生活を送れるよう支援し、自己実現へ向けた取り組みを行っていく。
2. 一人一人が能力を発揮し活躍できるよう、就労環境を整え、個々の可能性を追求しながら柔軟な個別支援を実施していく。
3. 地域社会から信頼される実績を蓄積していくことで、関係機関との連携を図りながら、地域福祉の推進に貢献していく。
4. 職員は福祉サービスを提供する専門職としての自覚と誇りを持ち、果敢な実践を絶えず模索しながら、福祉サービスの質の向上を図る。

【重点サービス計画】

令和4年度は、新型コロナウイルス対策（対応）を含め、個々のニーズへ対応するための職員スキルの向上及び利用者個別支援体制の構築・就労定着を目指し、以下の項目に取り組んでいく。

1. 就労継続支援B型における作業内容、時間、作業日調整などによる柔軟な支援体制の充実
 - ・利用者の障害特性や個別状況に対応できる日課編成及び作業開拓
 - ・職員業務の適正化
 - ・確実な品質維持による作業確保及び適正な作業量の維持
2. 就労移行支援における訓練活動の見直しによる効果的な利用者支援体制の確保
 - ・訓練活動の整理による支援過程の効率化
 - ・実践的訓練ツールの活用等、実効性のある内部活動の整備
 - ・就労定着支援事業利用に向けた周知活動と、支援体制の構築
 - ・他機関との連携による求職支援と定着支援の体系化
3. 就労定着支援における就労定着に向けた支援体制の確立
 - ・事業開始に向けた周知活動と支援体制の整備
 - ・就労定着に向けた相談及び企業、関係機関への訪問、連絡調整等の実施
 - ・月1回以上は対象者との対面支援の実施

- ・ 3年を経過する対象者は、障害者就業・生活支援センター等への引継ぎの実施

4. 各種情報の収集、整理、共有と活用及び職員スキルアップの促進

- ・ 状況把握、意向確認、動機づけ等の関わりや声かけの実施
- ・ 障害特性等に応じた研修、職場体験の実施
- ・ 職員間や部署間における日常的情報共有体制の確立
- ・ 事故・トラブル・苦情等のリスク対応

【施設・設備整備計画】

- ・ 屋上防水工事

a 就労継続支援B型

【重点運営方針】

作業時間（9:30～16:30）における柔軟な利用者支援体制の充実

- ・ 利用者の障害特性や個別状況に対応できる日課編成
～朝夕の時間的余裕や休憩時間の間隔調整で、負担軽減と集中力持続支援
～工賃計算と作業時間の柔軟な対応で、個別支援体制の確立
～状況把握・声かけ・相談等で、意欲向上・安定保持・リスク軽減
- ・ 職員業務の適正化
～検品・片づけ・準備・記録・事務処理等に係る時間の確保
～打合せ・情報共有による連携体制の強化
～業務分担の見直し・検討
- ・ 確実な品質維持による作業確保及び適正な作業量の維持
～信頼蓄積による安定した作業の受注、手空きの回避
～利用者適性とキャパシティに合わせた作業内容の調整
～丁寧な説明と指導によるやりがいの持てる生産活動の提供
- ・ 在宅でのサービス提供

※「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取り扱い等について（第6報）」
（令和2年6月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づく
在宅でのサービス利用に限る。

【重点サービス計画】

作業科目 : 腕時計部品の計数・包装・梱包・送品業務

DVDの梱包・ダイレクトメール等の封入・封緘・ラベル貼り・宛名区分

産業用ハーネス、電子部品、カー用品の加工・包装、その他

主要取引先：シチズン時計(株)・シチズン時計マニュファクチャリング(株)・JAE八紘(株)・
(株)フジックス・(有)アサオ製作所・(有)ワイエス・サービス・ハトホーム

作業日 : 年間252日

作業時間 : 原則平日9:30～16:30 土曜日(月1回)9:30～12:00

売上目標 : 月額260万円(年額3,120万円)

目標工賃 : 平均31,000円/月(350円/時間)

職員体制 : 目標工賃達成指導員1名、職業指導員8名、生活支援員3名(6:1配置)

【目標利用率】: 対定員比率

令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度目標
78.3%	80.0%	80.0%

b 就労移行支援

【重点運営方針】

訓練活動内容の見直し多様な障害のある方への支援体制の確保

支援の必要な方へ、就労定着支援事業と連携し職業の安定から雇用継続へ繋いでいく
専門性を活かすため、訪問型職場適応援助者によるジョブコーチ支援を検討したい

- ・外部訓練活動の効率化を図る
 - ～法人内事業所業務の活用(業務体験実習の実施)
 - ～変則的活動や不測事態にも対応できる内部体制の確立
 - ～実習としての新規外部活動の模索
- ・訓練ツールの活用等、実効性のある内部活動の整備と強化
 - ～ワークサンプル等を用いたアセスメント・モニタリング機能の確立
 - ～各種規程(評価)関係の見直し・検討
 - ～就労スキル獲得に向けた、利用者向け研修や講習の開催
- ・社会資源の活用、連携による求職支援と定着支援の体系化
 - ～支援計画会議の実施から、関係諸機関との経過共有と連携を図る(4回/年を限度)
 - ～就労安定に向けた就労定着支援事業の活用

～社会資源を活用した生活支援の強化

- ・就労アセスメントの実施

～就労継続支援B型事業利用希望者に対して就労面のアセスメント評価を実施

- ・在宅でのサービス提供

※「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取り扱い等について（第6報）」（令和2年6月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づく在宅でのサービス利用に限る。

【重点サービス計画】

支援内容：基礎訓練（ルール、マナー、社会性、体力、身だしなみ、意識付け等）

学科訓練（PC入力、計算、音読、書類記入等）

模擬訓練（事務補助、部品加工、所内清掃、訓練ツール活用等）

生産活動（部品加工、清掃業務）

実践活動（職場見学、職場実習、各種研修、講習の参加）

就職活動（支援機関、ハローワーク、面接、契約）

定着支援（企業訪問、電話連絡、来所相談、家庭訪問、就労定着支援の活用）

訓練日：年間251日

訓練時間：原則平日9：30～16：00 土曜日（月1回）9：30～12：00

訓練期間：原則2年間（状況により3年間）

施設外支援：面接会や職場見学、職場実習等の求職活動に必要な外部活動を実施

取引先：救護施設村山荘（館内清掃業務委託について施設外就労としてユニットで実施）

（株）前田医良

職員体制：就労支援員1名、職業指導員2名、生活支援員1名（6：1配置）

【目標利用率】：対定員比率

令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度目標
65.2%	67.0%	80.0%

c 就労定着支援

【重点運営方針】

就労継続支援B型及び就労移行支援等を通して一般就労した障害者の就労定着を図る。

- ・定期的な相談を行い、就労上の悩みや課題の解消等に努める。

- ・企業や関係諸機関との連携を強化し定着に向けた支援体制の充実を図る。

【重点サービス計画】

支援内容 : 相談・企業訪問 月1回以上の対面（またはテレビ電話等）支援の実施
定着支援連携促進として本人、関係諸機関と会議等（4回/年を限度）を実施
相談日 原則第3土曜日（必要に応じ随時対応）
企業訪問等 随時
その他、定着支援に必要事項

対象利用者 : 就労継続支援 B 型及び就労移行支援等を通して一般就労した障害者

職員体制 : 就労定着支援員 1 名

d 障害者委託訓練

【重点運営方針】

職業能力開発促進法に基づく障害者委託訓練事業の受託機関としてのエントリーを継続する。地域の障害者の利用方法の一つとして、本体事業との連動により支援機能を拡大し、積極的に開放することで雇用・就業の総合的支援を目指す。

【重点サービス計画】

委託元 : 公益財団法人 東京しごと財団

訓練コース : 知識・技能習得訓練コース

訓練期間 : 半期ごと 1 回程度、各 1～3 名、各 1～2 ヶ月（80～160 時間）

訓練内容 : 就労移行支援、就労継続支援 B 型における活動を基本とした作業系訓練

5 生活困窮者就労訓練事業

平成 29 年度から実施している生活困窮者認定就労訓練事業及び「はたらきたいけどはたらきにくい人」の為に「はたらくサポートとうきょう」事業は、引き続き、支援状況を法人全体に周知することによって、職員の理解を深め、救護施設を中心にして、全事業所での受け入れを行えるよう取り組みを広げていく。

Ⅲ 法人共通事項

1 リスクマネジメント体制確立への取り組みと苦情対応

社会福祉法人村山苑のリスクマネジメント実施要綱等に基づき、各施設にリスクマネージャー、虐待防止マネージャーを配置し、事故・ヒヤリハットの分析及び再発防止策の検討や虐待防止に係る取組みを進めている。法人レベルでは特に「虐待防止委員会」を設置し、各施設の取組み状況の把握や情報の共有をし、また、苦情対応、法人全体のリスク管理に係る事項については施設長会議を通じて取り組んでいく。苦情・要望に対しては、タイムリーにできること、できないことを含め、丁寧に説明していくことを心掛ける。

第三者委員の施設訪問は、定期的を実施し、利用者、家族に接する機会に予定することで、苦情解決体制を広く理解していただき、意見（苦情）要望を出しやすい環境にしていく。

2 福祉サービス第三者評価の受審

施設ごとの令和4年度の福祉サービス第三者評価受審予定は下記のとおりである。

施設名	受審予定時期	施設名	受審予定時期
ハトホーム	10月	福祉事業センター	6月
第2ハトホーム	8月	つぼみ保育園	8月
ほんちょうケアセンター	10月	ふじみ保育園	9月
村山荘	7月	ほんちょう保育園	9月
さつき荘	7月	ひよし保育園	9月

3 地域への取組

社会福祉法人は、福祉サービスの安定供給事業者としての機能以外にも、公益性の高いその性格により、能動的な地域社会への関与と地域福祉への貢献が求められている。社会福祉法においても社会貢献活動の義務付けなど地域における公益的な取組を責務としている。村山苑では基本理念にある「共に生きてゆこうとする志」をもって地域と共に歩いていくことを法人運営の根底に据え、地域社会を支えていく存在としての取組みを重点項目とする。

新型コロナウイルス感染症の影響により、交流や集会などは感染リスクを回避せざるを

得ず、地域活動の様々な場面で従来通りに行えない状況であるが、つながりを断ち切ってしまうまいよう感染防止対策と実施方法の創意工夫により、できる範囲で地域との関係を維持していく。

(1) 東京都地域公益活動推進協議会への参画とともに、東社協「はたらくサポートとうきょう」の登録事業所及び生活困窮者認定就労訓練の認定事業所として、各施設における生活困窮者等に対する中間的就労の場の提供

(2) 富士見町の近隣施設及び自治会との消防相互応援協定による災害時の連携。

東村山市と村山荘訓練棟、第2ハトホーム、ほんちょうケアセンター、国分寺市とひよし保育園、での福祉避難所としての受け入れ協定の締結により大規模災害時等に施設機能の開放。

(3) 東村山市社会福祉法人連絡会での活動による市内ネットワーク構築及び「暮らしの相談ステーション」窓口の設置による地域公益活動の実施、「フードドライブ」「お昼ご飯お届け事業」の実施

(4) 富士見町福祉施設連絡会での活動による町内ネットワーク構築、地域ニーズ収集、見守りネット、あいさつ運動への参画

(5) 東村山市地域福祉活動計画推進委員会への参加による地域状況や課題の把握

(6) 東村山市障害者自立支援協議会への参画

(7) むらやまえん生活相談所での地域住民の相談支援の取り組み及び各施設との連携

(8) LSA 事業による本町地区全体の住民交流促進

(9) 近隣小中学校、高校、福祉系養成校との連携により、実習生、ボランティア交流、職場体験の受け入れ推進

(10) よろず市民活動協議会への参加

(11) その他、地域住民への資源・機能の還元や地域向け企画の実施等

4 職員研修及び福利厚生

(1) 法人研修

各施設において計画された内部・外部研修の外に、法人としての新規採用者向け研修、種別施設におけるサービス研究内容を発表する研修及びワークショップ型のテーマ研修、職務別研修等を以下の通り実施する。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、適宜、開催方法等を検討し実施していきたい。

- ① 新任研修（3月） ～ 新任採用者及び準ずる職員
- ② ステップアップ研修（6月） ～ 障害者雇用採用者（非常勤）及び施設担当者
- ③ フォローフォロー研修（9月） ～ 勤続年数による対象職員
- ④ 特定職種（看護師・栄養士）による情報交換を伴う研修（10月）
- ⑤ 新任職員フォローアップ研修（11月）
- ⑥ テーマ別研修（11月）
- ⑦ 福祉サービス研究研修（1月）
- ⑧ キャリア促進・人事評価等に関するマネジメント研修
- ⑨ 管理者育成に伴う研修（労務管理等）

職員の資質向上、人材育成及び定着の観点からも、法人内他種別施設及び他法人との交換研修や他法人主催の研修会への参加や各種資格取得を奨励する。

(2) 職員福利厚生 本年度の職員福利厚生事業は、下記により実施。

① 永年勤続者表彰

10年勤続、20年勤続、25年勤続、30年勤続、35年勤続 40年勤続職員の表彰。

② 福利厚生事業の利用

社会福祉法人福祉厚生センター（ソウェルクラブ）及び財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンターに加入、職員の福利厚生の上をを図る。

③ 職員のメンタルヘルスケアへの取り組み

法令に基づきストレスチェックを専門業者に委託実施し、事業所の労働環境を整える。ストレスチェックの組織診断レポート結果を職場環境整備に反映する。

心の健康計画の策定と相談体制の周知。

5 情報公開【HP・広報誌】

社会福祉法人には、法人の経営状況や施設状況等を地域社会に情報公開することが使命となっている。村山苑はこの使命をはたすべく、ホームページの開設と広報誌「村山苑だより」の発行を行うことにより情報の開示を行っている。ホームページについては、随時更新し法人の最新情報や採用情報を掲載、他機関との協力体制、リンク先の開拓等を図るとともに、広報誌についても関係諸機関等への配布を行い、法人の活動状況等が閲覧できる環境づくりを構築していく。フェイスブック、ユーチューブのほか、法人でのLINE利用も開始

し、常に情報を公開していく。

ホームページ及び広報誌への主な掲載内容は次のとおりとする。

(1) ホームページ (随時更新)

- ① 村山苑の沿革
- ② 役員及び組織 定款 役員報酬規程
- ③ 法人経営施設紹介及び行事予定等 (各“お知らせ”ページ)
- ④ 事業計画及び事業報告
- ⑤ 予算及び決算報告
- ⑥ 法人現況報告
- ⑦ 苦情受付報告・第三者評価結果報告

(2) 広報誌 (年3回発行)

- ① 事業計画及び事業報告
- ② 予算及び決算報告 寄付金等の報告
- ③ 法人及び施設の事業・行事等の紹介
- ④ 職員研修の報告
- ⑤ 永年勤続表彰者、資格取得者等の報告
- ⑥ 寄稿

2022(令和4)年度 年間予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1	金 〈祥命交付式〉 さ-創立記念昼食会	日	水 村-創立記念日、野外料理会	金	月	木 〈施設長連絡会〉 ふ-つ-引き取り訓練	1	
2	土	月	木	土	火	金	2	
3	日	火祝 〔憲法記念日〕	金	日	水	土	3	
4	月	水祝 〔みどりの日〕	土	月	木	日	4	
5	火 村-花見	木祝 〔こどもの日〕	日	火	火 ひ-マスつかみ遠足	金	月	5
6	水	金	月	水	土	火	6	
7	木 〈施設長連絡会〉	土	火 理事会	木 〈施設長連絡会〉 ハ-盆法要	日	水	7	
8	金	日	水	金	月	木 村・C-震災訓練 ハ-彼岸法要	8	
9	土	月	木 〈施設長連絡会〉	土 ほ-夏祭り	火	金	9	
10	日	火	金	日	水	土	10	
11	月	水	土	月	木祝 〔山の日〕	日	11	
12	火	木 〈施設長連絡会〉	日	火	金 C-慰労会	月	12	
13	水 ひ-みんな友だちの会	金	月	水	土	火	13	
14	木	土	火 ひ-プール開き	木	日	水 第2-敬老行事 ほ-敬老の集い	14	
15	金	日	水 つ-デイキャンプ	金	月	木 〈施設長会議〉	15	
16	土	月	木	土 つ-夏祭り	火	金	16	
17	日	火	金	日	水	土	17	
18	月	水	土 C-レクデー	月祝 〔海の日〕	木	日 ハ-敬老行事	18	
19	火	木	日	火 ひ-夏祭りごっこ	金	月祝	19	
20	水	金	月	水	土	火	20	
21	木 〈施設長会議〉	土	火	木 〈施設長会議〉	日	水 第2-彼岸法要	21	
22	金	日	水	金	月	木 さ-日帰り旅行	22	
23	土 ひ-全体懇談会	月	木 〈施設長会議〉 つ-プール開き	土	火	金祝 〔秋分の日〕	23	
24	日	火	金 定時評議員会	日	水	土	24	
25	月	水	土	月	木	日	25	
26	火 施設長研修	木 〈施設長会議〉	日	火	金 理事会・役員施設長合同研修	月	26	
27	水	金 会計監査人報告・監事監査 つ・ほ-お泊り保育	月	水	土	火	27	
28	木	土	火 ふ-プール開き	木 合同納涼祭	日	水	28	
29	金祝 〔昭和の日〕	日	水	金	月	木	29	
30	土	月	木	土	火	金 ふ-お泊り保育(くすのき)	30	
31	／	火	／	日	水	／	31	

10

12

10 ステップアップ研修

9

10

11 避難訓練<応援協定>
フォローフォロー研修

2022(令和4)年度 年間予定表

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	土		火 ひ-バス遠足	木	日祝 [元日]	水	水	1
2	日		水 ほ-幼児遠足	金 ほ-お楽しみ会(幼児)	月休 [冬休]	木 <施設長連絡会>	木 <施設長連絡会>	2
3	月		木祝 [文化の日]	土 ひ-幼児お楽しみ会	火休 [冬休]	金	金	3
4	火		金	日	水 0-賀詞交換	土	土	4
5	水		土	月	木 <施設長連絡会>	日	日	5
6	木	<施設長連絡会>	日	火	金	月	月	6
7	金	0-日帰り旅行	月	水	土	火	火	7
8	土	つ・ほ-運動会	火 <施設長連絡会>	木 <施設長連絡会>	日	水	水 ハ-彼岸法要	8
9	日		水	金 つ-つぼみ劇場	月祝 [成人の日]	木	木	9
10	月祝	[スポーツの日]	木 さ-日帰り旅行	土	火	金	金	10
11	火		金	日	水	土祝 [建国記念日]	土 ふ-卒園式	11
12	水		土	月	木	日	日	12
13	木		日	火	金 法人新年会	月	月	13
14	金		月	水	土	火	火	14
15	土	ふ・ひ-運動会	火	木 さ-忘年会	日	水	水	15
16	日		水	金 0-慰労会	月	木 <施設長会議>	木 <施設長会議>	16
17	月		木	土	火	金 理事会	金	17
18	火		金 理事会	日	水	土	土 つ・ほ・ひ-卒園式	18
19	水		土	月	木 <施設長会議>	日	日	19
20	木	<施設長会議>	日	火	金	月	月	20
21	金		月	水 村-忘年会	土	火	火祝 春分の日	21
22	土		火	木	日	水	水 第2-彼岸法要	22
23	日		水祝 [勤労感謝の日]	金 つ-お楽しみ会	月	木祝 [天皇誕生日]	木	23
24	月		木 <施設長会議>	土 ハ-第2-クリスマス会	火	金	金 理事会・評議員会	24
25	火		金	日	水	土	土 つ・ふ・ほ-入園説明会	25
26	水	ほ-お芋パーティー	土	月	木	日	日	26
27	木	さ-日帰り旅行	日	火	金	月	月	27
28	金		月	水 <施設長会議>	土 ふ-お楽しみ会	火	火	28
29	土		火	木休 [冬休]	日	/	水 新任研修会	29
30	日		水	金休 [冬休]	月	/	木 新任研修会	30
31	月	/	/	土休 [冬休]	火	/	金	31

10 ふれあいコンサート
特定職種研修

10 市民文化祭
新任フォローアップ研修
テーマ別研修

9

10 福祉サービス研究研修

11

10

122

社会福祉法人村山苑 倫理綱領

社会福祉法人村山苑は、法人の基本理念の具現化と福祉関連法令を遵守するとともに、その専門的な役割を自覚し、自らの使命を果たすよう努めます。

1. 基本的使命

私たちは、社会福祉の原理・原則の下、利用するすべての人の安心、安全な生活の保障及び地域に根ざした福祉活動を実践することを使命とします。

2. 社会規範の遵守

私たちは、関連法令並びに社会生活を営む上での社会的規範を遵守します。

3. 情報公開

私たちは、社会福祉活動に関する情報を適切に公開します。

4. 環境対応

私たちは、利用するすべての人に対して、より良い福祉サービスを提供するため、環境の問題について社会と責任を共有し実行します。

5. 社会貢献

私たちは、公共益に資する活動として、社会福祉法人としての継続的な事業運営を行うとともに、地域社会の一員として、積極的に社会貢献活動を行います。

6. 就業環境の整備

私たちは、全ての職員がその能力を発揮できるように就業環境の整備に努め、働きやすい職場環境をつくります。

7. 反社会的勢力への対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、断固たる態度をとります。

8. 公私の分別

私たちは、公私の分別を明確にして、利用するすべての人からの信用失墜及び法人財産の不正使用、損失を防ぎます。

9. 組織倫理の徹底

経営者及び管理者は、本綱領の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、法人全体に周知徹底します。また、法人内外の声を常時把握し、意志疎通を深め、実効のある法人体制整備を行うとともに、組織倫理の徹底を図ります。

10. 問題解決

本綱領に反する事態が発生したときには、経営者及び管理者自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、その事実関係を明確にし、原因の究明と再発の防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報公開と説明責任を遂行し、社会にも十分理解される形で事態の解決を図り、権限と責任を明確にした上で、自らを含めて厳正な処分を行います。

社会福祉法人村山苑 行動規範

私たち社会福祉法人村山苑は、法人の倫理綱領に基づき本行動規範を定め、基本理念とする「福祉サービスを必要とするすべての人々に対し、その人の人格の尊厳を守り、その人の環境、年齢及び心身の状況に応じて本来的な生活を築き、生命の輝きを見出すことのできる福祉サービスの提供」の実現を目指します。

1.個人の尊厳

私たちは、利用するすべての人の生命・身体の安全及び自由に対する権利を最大限に尊重し、利用するすべての人一人ひとりをかけがえのない存在として大切にします。

2.人権の尊重

私たちは、利用するすべての人に対していかなる理由によっても差別せず、権威的にならず、暴力、暴言はもとより、直接・間接を問わず、利用するすべての人に身体的および精神的な苦痛を与える行為は行いません。また、他からのいかなる人権侵害も許さず、利用するすべての人の人権を守るため毅然と対応します。

3.安心・安全な暮らしの提供

私たちは、利用するすべての人一人ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊び、励ましと称賛を忘れず、利用するすべての人が安心・安全な生活と誇りを持てる環境を利用するすべての人とともにつくります。

4.自己選択・自己決定権の尊重

私たちは、利用するすべての人に積極的に情報を提供し、自らが選択、決定したことを尊重し、行動できるように対応します。

5.満足度の高いサービスの提供

私たちは、援助者・支援者であるという専門職としての意識を持ち、利用者本位の福祉サービスを提供するとともに、利用するすべての人の財産を守り、それらの権利がおかさ

れることを防ぎます。また、利用するすべての人のプライバシーの保護に努め、福祉サービスの遂行に際して得た個人情報、守秘義務を遵守し、みだりに漏洩することなく適正に管理します。

6.社会参加の推進

私たちは、利用するすべての人の市民としての権利を守るとともに、地域の中で地域社会の成員としての役割を担い、社会資源の活用等を通じて、利用するすべての人の社会参加の支援及び地域の人々や関係機関とのネットワークづくりなど、地域福祉の向上に努めます。

7.専門的な支援

私たちは、援助者として必要な専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、常に自らの人間性や専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

8.組織倫理の徹底及び実践

私たちは、組織における倫理的行動の徹底及び実践を図ることにより、法人の持続・発展に寄与します。